

Conyers Dill & Pearman

The Offshore Law Firm

COMPARISON OF BERMUDA, BRITISH VIRGIN ISLANDS AND CAYMAN ISLANDS MUTUAL FUNDS

バミューダ、ケイマン諸島、英領バージン諸島における
投資信託会社の比較

バミューダ

Barristers & Attorneys
Clarendon House
2 Church Street
Hamilton HM11
Bermuda

Tel: +1 (441) 295 1422
Fax: +1 (441) 295 6954

bermuda@conyersdillandpearman.com

英領バージン諸島

Barristers & Attorneys
Romasco Place, Wickhams Cay 1
PO Box 3140
Road Town, Tortola
British Virgin Islands VG1110

Tel: +1 (284) 852 1000
Fax: +1 (284) 852 1001

bvi@conyersdillandpearman.com

ケイマン諸島

Attorneys at Law
Cricket Square, Hutchins Drive
PO Box 2681
Grand Cayman, KY1-1111
Cayman Islands

Tel: +1 (345) 945 3901
Fax: +1 (345) 945 3902

cayman@conyersdillandpearman.com

www.conyersdillandpearman.com

バミューダ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、ドバイ、香港、ロンドン、シンガポール

バミューダ、英領バージン諸島、ケイマン諸島の法律に関するアドバイザー

はじめに

この覚書はバミューダ、英領バージン諸島（以下「BVI」とする）、ケイマン諸島（以下「ケイマン」とする）といったオフショア管区での投資信託会社設立の計画をお手伝いさせていただくためのものです。

この覚書はそれぞれの管区での投資信託の設立とその運営にかかる必要条件の概要を示すものです。完全な網羅ではなく、迅速にお客様のお役に立てるよう、簡潔な内容と情報を提供することに重点をおいておりますが、ご要望があれば管区ごとの覚書を別にご用意いたします。

なお実際の手続きに入られる際には、事前にそれぞれの管区に関する法律アドバイスを求めになることをお勧めいたします。

いずれにしましても、管区においても投資信託設立の際は、各々の管区の税務、法務などについて専門家の助言を受けることになります。

この覚書は下記日付現在の法律に基づいて作成されています。

コンヤース デイル アンド ピアマン

2007年4月

目次

1. はじめに
2. ファンドの種類
3. 設立手続きとスケジュール
4. 法人名登録
5. 現地での必要条件
6. 取締役会と株主総会
7. 監査役
8. 目論見書
9. 現行の政府規制

1. はじめに

オフショア管区での投資信託とヘッジファンドの設立の増加に伴い、それぞれの管区での利点を理解しておくことがますます重要となっています。コンヤース デイル&ピアマンはバミューダ、英領バージン諸島、ケイマンのそれぞれに事務所を設けており、これら3つの管区での投資信託会社およびヘッジファンドの設立に関連したアドバイスを提供いたします。この覚書はお客様にとっての最良の管区を選択をお手伝いさせていただくためのものです。

2. ファンドの種類

バミューダ

バミューダの投資ファンドは契約型投資信託会社のスキームもしくは合資会社といった法人の形態をとることができ、2006年の投資会社法（以下「IFA」とする）において次のように定められています。

エクスクルディッドファンド

プライベートファンド、クローズド・エンド型ファンドは IFA の適用範囲からは除外されており、バミューダの金融当局（以下「BMA」とする）からの規制もありません。プライベートファンドの投資者は 20 人未満で（「見込み投資家」は含めず、実際に登録されているファンド所有者のみ）、一般への案内や公募による販売促進は行いません。

エグゼンプティッドファンド

このファンドは以下の条件が当てはまる場合は IFA の分類から除外されます。(i) 限定された参加者（下記の定義のとおり）のみに公開。(ii) バミューダ金融管理当局 (BMA) 承認の管財人を有する。(iii) 監査人を指名する。(iv) 役員、受託者、およびファンドの帳簿、記録を閲覧可能な現地駐在員をバミューダに有する。

ファンドの分類

(i) 機関ファンド

次のような場合、機関ファンドに分類されます：

- (a) 規約と目論見書に従い
 - i. 適格の参加者にのみに公開すること、もしくは
 - ii. 参加者に最低限 10 万米ドルの出資が求められる

- (b) 役員、受託者、もしくは投資ファンドの帳簿および記録の閲覧が可能な現地駐在員をバミューダに有する。

「適格の参加者」とは、

- (i) 当該年度より前の 2 年間、それぞれの年度に 200,000 米ドルを超える個人所得がある、もしくは配偶者との合計所得が 300,000 米ドルを超える、もしくは
- (ii) 個人の純資産もしくは配偶者の準資産との合計額から、当該年度中に 1,000,000 米ドルを超える投資を行っている（「高資産投資家」）、もしくは
- (iii) 金融およびビジネス事情に精通し、投資案件のメリットおよびリスクを適切に評価できる、もしくは
- (iv) 法人、非法人組織、共同経営、トラスト等としての総資産額が最低 5,000,000 米ドル以上あり、その資産が事業体による単独所有、部分所有、もしくは子会社、持ち株会社といった他の法人による部分所有である、もしくは
- (v) この事業体のすべての株主、構成員、受益者が上記の条件に該当すること。

(ii) アドミニスタードファンド

ファンドの管財人が IFA の認可を受け、かつ以下の条件を満たした場合、そのファンドはアドミニスタードファンドとして認可されます。

- (a) 法令に準拠し、目論見書の通り参加者がファンドに最低 50,000 米ドル以上投資する、もしくは
- (b) アドミニスタードファンドとして認可される目的で、関係当局公認の株式市場に上場されている。

(iii) スタンダードファンド

上記の 2 種類のファンドのいずれにも該当しない場合は、スタンダードファンドとして分類されます。

大蔵大臣は現行のすべての分類のファンドの適格要件を修正する権限を有し、新たなファンドの分類を追加することがあります。

認可されたファンドは投資マネージャー、管財人、登記官、証券保管機関ブローカー、プライムブローカーを含むサービス提供者の指名を義務付けられていますが、スタンダードファンド以外はバミューダと「Nexus（バミューダの課税対象となりえるほどの十分な関係）」があるという条件においてバミューダの居住者である必要はなく、スタン

ダートファンドは管財人がバミューダにて管理業務を遂行している場合を除き、管理人は BMA の認可を受けた人物でなければなりません。

英領バージン諸島

投資信託は 1996 年の修正投資信託法（「投資信託法」）の下で、次の 3 つのタイプに分類されます。

プライベートファンド

プライベートファンドは次の条件に該当します。(a)組織規定文書内に、出資者が 50 人以下であるか、もしくは投資信託会社が発行する株式購入を一般に公募しない旨が明記されている、または、(b)規制によりプライベートファンドとして指定されていること

プロフェッショナルファンド

プロフェッショナルファンドは次の条件に該当します。(a)株式が専業投資家のみ入手可能であり、その大多数の投資者の各自が初期投資時に最低 100,000 米ドル（または他通貨での同等額）の投資が求められる、または、(b)規制によりプロフェッショナルファンドとして指定されていること

専業投資家とは、次のように定義されます。(i)自己の口座、他者の口座を問わず、通常業務として資産そのものおよびファンドを構成する資産の大部分の取得および処分を行っている、または、(ii) 単独または配偶者との合計の正味資産価値が 1,000,000 米ドル（または他通貨での同等額）を超えることを署名、宣言し、専業投資家としての扱いを受けることに承諾していること。

パブリックファンド

パブリックファンドとはプライベートファンドにもプロフェッショナルファンドのどちらにも該当しないファンドです。

投資信託法は、その「投資信託」条項に定められた法的定義に当てはまる事業体のみ適用されます。投資信託法では、投資信託会社とは、集団的な投資目的で投資資金を募り、それをプールして株式を発行し、株主の要求に応じて、またはその要求後一定期間内に、事業体の全純資産またはその一部を基に按分した利益の相応額を受取る権利を株主に付与する事業体として定義しています。

いかなるプライベートファンド、プロフェッショナルファンドも投資信託法の下での認可なしに BVI 内で営業することはできません。同様に、いかなるパブリックファンドも投資信託法の下での認可なしに BVI 内での営業は許可されません。ただし、プロフェッショナルファンドに関してのみ、認可日より 14 日間前から営業を開始することが許可されています。

認可を得るためには、プライベートファンドおよびプロフェッショナルファンドの計画が投資信託法に定められている必要条件を満たしていることを英領バージン諸島の金融サービス委員会（「FSC」）により証明される必要があります。申請案件が投資信託法の基準に適合しない、あるいはFSCが投資家の利益や公益にかなっていないと判断する場合には、FSCはこの計画の認可を却下します。

パブリックファンドを登記するには、FSCにその旨の登記申請をする必要があります。FSCはその独自の判断により登記を拒否することがあります。いずれにしてもFSCがファンドの名称が好ましいものでなく、誤解を招くものであったり、ファンドがマネージャーや管財人から機能的に独立した管理人をおいていなかったり、ファンド登記の認可が公益に反すると判断すれば、登記を却下します。パブリックファンドは登記を受けるために株式オファーの目論見書を公開し、その写しをFSCに提出する必要があります。

ケイマン

投資信託法（「法律」）は投資信託会社を「株式を発行し、また投資リスクを分散しながら投資家の資金をプールし、ファンドの買収、株式、経営管理、売却、投資などの活動を通して得た利益を出資者が享受できる法人、ユニットトラスト、パートナーシップ」と定めています。

規制対象外ファンド

ファンドが次に該当する場合は法律による規制を受けません。(a)法的定義において、投資信託会社に該当しない（たとえばクローズド・エンド型ファンド）、もしくは、(b)ケイマンと有意な関連性がない。ケイマンにて法人化もしくは設立され、またケイマンにて自らの発行する株式購入の公募を行った場合、その投資信託会社はケイマンと有意な関連性があるとみなされます。投資に精通した高資産者に対してのオファーも含めた株式公募をケイマンで行うことにより、大幅な免税が適用されます。ファンドがケイマン外で法人化もしくは設立され、証券投資業務法のライセンス保持者を通じてケイマン内で公募を行う場合、以下の条件のうちの1つを満たせば規制対象外ファンドとして認められます(i)株式が認可を受けた証券取引所に上場された場合、または(ii)ファンドが認可を受けた海外の行政当局による規制に基づき、規制対象外ファンドとして認められた場合。

プライベートファンド

プライベートファンドとは、その普通株の利益が15人以下の投資者に帰属し、投資者の大半がファンドマネージャー（場合によっては取締役、受託者、無限責任社員も含む）を任命、解任する権限を持つ組織をいいます。またプライベートファンドは法律に基づいたライセンスの取得、ライセンスを有する投資信託管財人の選任、およびケイマン諸島金融庁（「CIMA」）への登記等を行わずに事業を行うことができます。

規制対象ファンド

規制対象ファンドは 3 つの異なる方法でケイマンにて事業を行うことができます。すなわち、(i)CIMA からライセンスを取得する、(ii)認可を受けた投資信託会社管財人を選任し、ケイマンの本社に置く、(iii)投資者 1 人当たりの最低初期投資額が 100,000 米ドル（または他通貨で同等額を初期投資し、金融に精通した投資家向けの業務を行う）、もしくはファンドの株式が認可を受けた証券取引所に上場されている、CIMA 規制対象の投資信託会社として登記する。ケイマン所在のファンドの大半が登記済みファンドです。

3. 設立手続きとスケジュール

バミューダ

ファンドの承認申請は IF 申請書の BMA への提出により行われますが、同時に必要に応じて設立許可申請、法人格取得、株式とファンドユニットの移転を含む包括的な許可の申請を求められます。認可申請に必要なのは、発起人の資産運用に関する専門性、経験、および初期発行済み資本金（通常は発起人向けに発行）の最終受益者の経歴に関する情報、そして必要項目を備えた目論見書の草案です。

BMA からの当該分類での登記承認を得るまでに、おおよそ 2~5 営業日かかります。その間、発起人と弁護士は定款の細目規定、契約書、その他のファンド発足に必要な書類を起草します。

英領バージン諸島

BVI では、投資信託会社は直轄の「商事会社」として法人化されます。ファンドは覚書と設立する会社の定款を、会社の最初の登記代行人の確認書とともに会社登記機関に提出することで法人格を取得することになります。法人化の手続きは通常 24 時間以内に完了します。しかしこれに続き、目論見書と契約書を作成する必要があります。

プロフェッショナルファンドは投資信託会社法の認可なしでも最長 14 日間、BVI 内もしくは BVI から事業、管理、経営を実施できます。

ケイマン

ケイマンでは、投資信託会社は会社法に基づき、免税会社として法人化されることになります。会社登記機関に覚書と定款の写しを署名付きで 2 部提出する必要があります。法人化にあたって、政府の承認は必要とされません（ただし名称が会社法に反していないことが条件です）、また法人化のプロセスは業務調査会議の受領から通常 24 時間以内に完了します。しかしファンドの発足より前に定款、目論見書、契約書が作成されている必要があります。ファンドが規制対象ファンドの場合、投資信託会社として業務を開始する前に、法定の明細書を CIMA に提出する必要があります（通常、目論見書およびファンドの監査役と管財人による同意書を添付します）。CIMA はファンドの業務開始前にそれらの書類の承認を必ず確認します。

ファンドの発足に至るまでの期間

ファンド発足までにかかる期間は、3つの管区ともほぼ同じです。

4. 会社名留保

バミューダでは投資信託会社の仮名称を3ヶ月間、無料で会社登記機関にて留保することができます。BVIでは仮名称を3ヶ月間、低料金で会社登記機関に留保することができます。ケイマンでは仮名称を最長6ヶ月まで、月々のわずかな手数料で留保することができます。

5. 現地での必要条件

バミューダ

投資信託会社はバミューダに登記上の事業所を置かなければなりません。これは次の現地代表者の条項に関連しています。(i)バミューダを拠点とする取締役を2名、もしくは(ii)バミューダを拠点とする取締役と秘書役を各1名、もしくは(iii)バミューダを拠点とする秘書役とバミューダ在住の代表者を各1名、もしくは(iv)ファンドの株式が認可を受けた証券取引所に上場している場合、バミューダ在住の代表者1名のみ、ただし、取締役は認められません。認可を受けたすべてのファンドは、バミューダにてファンド参加者の登記簿を維持管理する登記機関を指定することが求められます。

英領バージン諸島 (BVI)

BVI籍の会社は登記上の事業所を有し、BVIにて認可を受けた登録代理人を置かなければなりません。役員は最低1名ですが、BVIの居住者である必要はありません。投資信託法はマネージャー、投資アドバイザー、管財人、管理人、その他の組織機能については細かい規制を設けていません。しかし一方で、特定項目や、条件、限定事項、制限事項などが、会社登記簿発行の際に適用されることがあります。原則として投資信託会社としての認可は、各役職の選任をBVI内でおこなうか、または投資信託法で認められている他の管区で行うかには左右されません。また当該管区が投資信託事業に関する慎重な規制、管理システムを保持していれば、認可のない管区の外国人の構成員もFSCの条件を満たすことができます。事実と異なる事項があった場合は、FSCはその独自の判断でファンドの登記を却下することができます。

ケイマン

ケイマンでは、投資信託会社はケイマンに登記上の事業所を置かなければなりません。コーポレートファンドの場合、最低2名の独立した取締役を常駐させなければなりません。ケイマンの居住者である必要はありません。会社の取締役は特定の条件の下で認められます。

6. 取締役会と株主総会

バミューダ

法人化されたバミューダのファンドは投票権を有する構成員による年次総会を開催しなければなりません。しかし必ずしもバミューダで開催する必要はなく、同様に取締役会もバミューダで行う必要はありません。

英領バージン諸島

BVI のファンドは年次総会を開催する必要はありません。開催する場合も必ずしも BVI である必要はなく、同様に役員会も BVI で行う必要はありません。

ケイマン

ケイマンのファンドは年次総会、および年次取締役会を開催する必要はありません（ただし、四半期ごとに取締役会を開くことが推奨されます）。いずれの会議も、必ずしもケイマンで行う必要はありません。

7. 監査役

バミューダ

ファンドは BMA の基準に沿った監査役を選任しなければなりません。監査役は世界のどこにでも拠点を置くことができます。

英領バージン諸島

パブリックファンドは FSC の基準に沿って認定された監査役を選任しなければなりません。プライベートファンド、プロフェッショナルファンドは監査役を置く必要はありません。

ケイマン

規制対象ファンドはケイマンを拠点とする監査役を選任しなければなりません。規制対象外ファンド、プライベートファンドは監査役を置く必要はありません。

8. 目論見書

バミューダ

バミューダのファンドは株式募集に先駆けて、または募集後可能な限り速やかに、投資信託法に規定されている条項を含む目論見書の写しを会社登記機関に届ける必要があります。その後、目論見書のいかなる重大な変更も、すべて追加詳細として会社登記機関に届けなければなりません。目論見書は 1981 年会社法と IFA（ただし IFA の規制対象外の場合を除く）に定められている事項を含んでいなければなりません。

英領バージン諸島

パブリックファンドは投資信託法に規定されている条項を含む目論見書の写しを FSC に提出する必要があります。プライベートファンド、プロフェッショナルファンドは同様の届け出をする慣例がありますが、投資信託法において必須とはされていません。

ケイマン

規制対象ファンドはファンドの全情報を含む募集文書を発行しなければなりません。法定書類を含めた募集文書を CIMA に提出する必要があります。法律では、投資信託の募集書類に利益に関するあらゆる重要な点を記載し、見込み投資者が十分な情報を得たうえで出資を行うかどうかの判断を下せるよう、その他の必要な情報も含むことを義務付けています。

9. 現行の政府規制

バミューダ

いったん会社が投資信託会社として設立されれば、免税ファンドである場合を除き、目論見書や募集書類のすべての変更、サービス提供者の交代は、BMA に申請し承認を得る必要があります。また会社の取締役交代の通知も BMA に対して行わなければなりません。

ファンドは監査済み財務諸表を含む会計報告書の作成と配布に関する規定を設ける必要があります。財務諸表は一般会計原則に従って作成され、一般に公正妥当と認められている監査基準に従って監査される必要があります。その場合、どちらの報告書もバミューダ以外の管区の原則、基準にて作成してもよいことになっています。尚、監査済み財務諸表の提出は必須ではありません。

IFA は BMA がファンドマネージャーに対し、ファンドの活動に関する上記の報告書の提示を合理的に要求できる権限を与えています。具体的にはスタンダードファンドは BMA に対し純資産価値の変動、株式の新規発行および売却について月次の報告書を作成し、機関ファンドとアドミニスタードファンドは同様の報告を四半期ベースで行うことが要求されます。

ファンドは当該ファンドが IF 法、ファンドに関する規制、目論見書に従っている旨が確認できる明細書を会計年度末から 6 ヶ月以内に関係当局に提出する必要があります。

英領バージン諸島

FSC は特定事項を含む投資信託会社の登記を維持管理しています。記載事項に変更が生じた場合は、変更後 21 日以内に FSC に届け出る必要があります。プライベートファンドやプロフェッショナルファンドがマネージャーや、管財人、投資アドバイザー、管理人の交代を希望する場合、FSC から事前に承諾を得なければなりません。またパブリックファンドは、目論見書の変更および取締役やスタッフ、監査人を含む組織の構成員を交代する場合、FSC から事前に承諾を得なければなりません。

ケイマン

場合によっては関連書類に重要な変更がある場合、規制対象ファンドは修正後の募集書類または法定事項の変更後 21 日以内に CIMA へ届け出る必要があります。規制対象ファンドは、免税を申請中またはすでに承認されている場合を除き、監査済みの年次財務諸表の写しを CIMA に提出しなければなりません。2007 年初旬に公布予定の規定草案に

よると、規制対象ファンドも同様に年次の報告書を CIMA に提出することとなっております。

この印刷物は、法律上の助言や法律専門家の意見に代わることを意図したものではありません。広義の用語のみを用い、概要と一般的な事項についての情報のみを提供していません。

コンヤース デイル アンド ピアマンについて

コンヤース デイル アンド ピアマンは国際的なオフショア法律事務所では会社法、商法、商事裁判、顧客の個人問題などを専門とし、バミューダ、英領バージン諸島、ケイマン諸島の法律アドバイスも併せて行っております。

1928年に設立されたコンヤース デイル アンド ピアマンは、複数の管区にまたがるオフショアの法律のコンセプトに関する先駆的法律事務所であり、現在では、世界中の複数の異なる管轄権に関する分野でリーダー的存在となっています。1982年に、初のオフショア専門法律事務所となり、自らの管区外である地域の問題も取り扱うようになり、ガーナジーに事業所を構えました。これに続き、1985年には香港オフィスを設置し、この地域でも初のオフショア専門法律事務所となりました。

業界のリーダーとしての確固たる位置付けに加え、地理的にも顧客にとって利便性に富んだ地域に位置するコンヤース デイル アンド ピアマンは、質が高く公平無私のアドバイスにより着実に評判を高め、オフショア専門法律事務所として選択すべき事務所としての地位を築きあげました。

コダン

系列会社のコダンは専門的な法人経営管理サービスのみならず、登記代理人、登記事務所、会社取締役そしてシークレタリアルサービス等も提供いたしております。信託会社、コダントラストのグローバルネットワークが広範囲にわたる信託の設立と管理サービスをお引き受けいたします。個人のお客様の家族信託の管理から、特殊用途信託のオーナーシップなどのための高度に複雑な構造を持ち革新的なベンチャー企業の設立まで、幅広いサービスを提供しています。